三　点検整備記録
イ　第一号イからニまでに掲げる事項
ロ　点検、修理、改造又は整備に関する次の記録
(1)　実施の年月日及び場所
(2)　実施者の氏名
(3)　点検、修理、改造及び整備の内容（部品を交換した場合にあつては、当該交換部品名を含む。）
(4)　実施の理由
(5)　最近の機体認証後の総飛行時間
(6)　その他特記事項

（無人航空機の事故に関する報告）

第二百三十六条の八十五　法第百三十二条の九十第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。　（新設）

一　無人航空機を飛行させた者の氏名及び所属する会社その他の団体がある場合にあつてはその名称
二　無人航空機を飛行させた者の住所（所属する会社その他の団体がある場合にあつてはその所在地。第二百三十六条の八十七第二号において同じ。）
三　無人航空機を飛行させた者の無人航空機操縦者技能証明書番号
四　許可又は承認を受けた年月日及び当該許可又は承認の番号（許可又は承認を受けている場合に限る。第二百三十六条の八十七第五号において同じ。）
五　無人航空機の登録記号、型式、製造者及び製造番号
六　無人航空機の機体認証書番号（機体認証を受けた無人航空機に限る。第二百三十六条の八十七第七号において同じ。）
七　無人航空機の使用者の氏名又は名称
八　出発地及び到着予定地
九　飛行の目的及び概要
十　事故の概要
十一　人の死傷又は物件の損壊概要
十二　無人航空機の損壊概要（無人航空機が損壊した場合に限る。第二百三十六条の八十七第十三号において同じ。）
十三　その他参考となる事項

（無人航空機の事故が発生するおそれがあると認められる事態の報告）

第二百三十六条の八十六　法第百三十二条の九十一の国土交通省令で定める事態は、次に掲げる事態とする。　（新設）

一　無人航空機による人の負傷（法第百三十二条の九十第一項第一号に掲げる人の死傷を除く。次条第十二号において同じ。）
二　無人航空機の制御が不能となつた事態
三　無人航空機が発火した事態（飛行中に発生したものに限る。）

第二百三十六条の八十七　法第百三十二条の九十一の規定により、無人航空機を飛行させる者は、次に掲げる事項を国土交通大臣に報告しなければならない。　（新設）

一　無人航空機を飛行させた者の氏名及び所属する会社その他の団体がある場合にあつてはその名称